

修繕費・消耗品費・ 資本的支出 仕訳ハンドブック



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年1月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

修繕費・消耗品費・資本的支出 仕訳ハンドブック

修繕費・消耗品費の定義

勘定科目	定義	判定基準（違い）
修繕費	有形固定資産の修理・改修費用。機能維持や原状回復が目的。部品交換や維持費なども含む。	以前に購入したものの修理。
消耗品費	新しく購入した備品などの費用。	新しく購入したもの。耐用年数1年未満、または取得価額10万円未満の備品。

【修繕費の仕訳例】

工場機械の修理代50,000円を現金で支払った場合

借方	金額	貸方	金額
修繕費	50,000	現金	50,000

修繕費・消耗品費・資本的支出 仕訳ハンドブック

Ⅰ 資本的支出の概念と判定基準

資本的支出とは

修繕費のうち、資産の「使用期間を延長」または「資産の価値を増加」させるための支出を指します。税務上は費用とせず、資産として計上し減価償却します。

- ・修繕費（収益的支出）：マイナスをゼロに戻す費用。
- ・資本的支出：ゼロまたはマイナスからプラスに転じる費用。

資本的支出の具体例

- ・建物に非常階段を取り付けた。
- ・建物の用途を変更するための模様替え。
- ・機械の部品を高性能なものに取り換えた場合に生じる通常の部品との差額。

修繕費・消耗品費・資本的支出 仕訳ハンドブック

例外（修繕費として費用計上できる条件）

資本的支出であっても、次のいずれかを満たせば支出年度の経費にできます。

- ・1回の金額が20万円未満である。
- ・おおむね3年以内の周期で修繕が行われている。
- ・資本的支出か修繕費か不明な場合で、支払額が60万円未満、またはその資産の前期末の取得価額の10%以下である。

修繕費・消耗品費・資本的支出 仕訳ハンドブック

判定が難しいケースと少額資産の取り扱い

修繕費/資本的支出の判定事例

区別は表向きの名称ではなく、実質（価値が増加したか、耐久性が増したか）で判定します。

ケース	判定	理由
法改正対応のソフトウェアアップデート	修繕費	機能維持（ソフトウェアとしての機能確保）のため。
災害で被災前の効用を維持する補強工事	修繕費	原状回復目的と判断されるため。
蛍光灯からLEDランプへの取り換え	修繕費	建物自体の資産価値増加とは言い切れないため。

少額減価償却資産の特例

資産の取得価額が10万円未満、または使用可能期間が1年未満の資産は「少額減価償却資産」に該当します。この場合、修繕内容が資本的支出であっても「消耗品費」として処理が可能です。判定は1室あたりなど、個別の取得価額で判断します。